

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により新たに設けられた監査専門委員の報酬等を定めるため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例を適用する特別職に監査専門委員を加えることとします。（第 1 条関係）
- (2) 監査専門委員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とすることとします。（第 4 条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

旧	新
(目的および適用範囲) 第1条 省略 (1)から(8)まで 省略 新設 (9)から(22)まで 省略 第2条から第3条まで 省略 第4条 第1条第6号から_____第14号までに掲げる特別職の非常勤の職員の受ける報酬(第7条の2の規定により支給される報酬を除く。)の額は、別表2による。 2 省略 3 第1条第20号_____および第22号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。 第5条 新たに第1条第6号から第10号まで_____に掲げる特別職の非常勤の職員(同条第7号の臨時補充委員を除く。)になつた者には、その日から報酬を支給する。 第6条以下 省略	(目的および適用範囲) 第1条 省略 (1)から(8)まで 省略 <u>(8)の2 監査専門委員</u> (9)から(22)まで 省略 第2条から第3条まで 省略 第4条 第1条第6号から第8号までおよび第9号から第14号までに掲げる特別職の非常勤の職員の受ける報酬(第7条の2の規定により支給される報酬を除く。)の額は、別表2による。 2 省略 3 <u>第1条第8号の2、第20号</u>および第22号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。 第5条 新たに第1条第6号から第8号まで、<u>第9号および第10号</u>に掲げる特別職の非常勤の職員(同条第7号の臨時補充委員を除く。)になつた者には、その日から報酬を支給する。 第6条以下 省略